

特定技能外国人について



TCS 振興協同組合

Copyright© 2023 T.C.S CO-OP

All Rights Reserved.

特定技能外国人制度とは

「出入国管理及び難民認定法」の改正により、2019年4月1日より人手不足が深刻な産業分野において「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。

この在留資格「特定技能」に係る制度とは、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野(14業種)において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくものです。



特定技能制度概要 受入れ可能な14業種

- 介護
- ビルクリーニング
- 素形材産業
- 産業機械製造業
- 電気・電子情報関連産業
- 建設
- 造船・舶用工業
- 自動車整備
- 航空
- 宿泊
- 農業
- 漁業
- 飲食料品製造業
- 外食業



特定技能制度概要 在留資格

○特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人の在留資格（最長5年）

○特定技能2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人の在留資格（期間上限なし）



特定技能制度概要 技能実習との比較

	特定技能1号	技能実習
資格要件	技能・日本語が一定水準以上※	なし
在留期間	5年	3年
入国後の試験	なし	あり（1年目の試験合格が必須）
送り出し機関	国によっては必要	必須
監理団体	不要	必須
登録支援機関	委託可能	なし
受け入れ人数	制限なし（介護・建設を除く）	制限あり
転職	可能	原則不可
家族帯同	特定技能2号より可（配偶者と子）	不可

※「日本語検定N4レベル」と「各職種の特定技能1号評価試験合格」が必須
技能実習2号を修了した外国人は試験免除

受入れ機関に関する基準①

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣先や派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

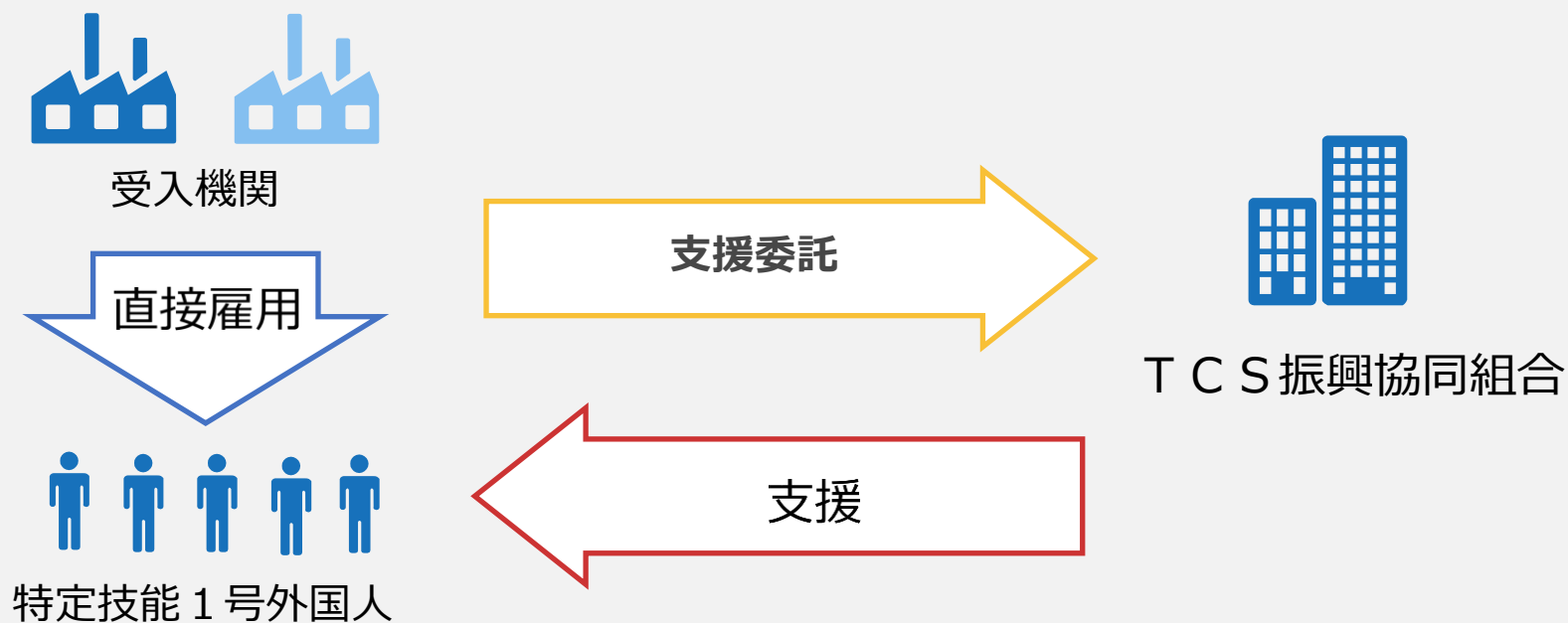
■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ① 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ② 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤ 特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥ 外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦ 受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧ 支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨ 労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩ 労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪ 雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

登録支援機関について

受入機関に代わって特定技能1号外国人を支援

受入機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければなりません。この支援の一部又は全部を登録支援機関に委託可能です。



特定技能支援内容

～法務省ホームページより～

支援計画の概要



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受け入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準 法違反等があれば通報



(出典：在留資格「特定技能」について 平成31年4月 出入国在留管理庁発行資料)

特定技能外国人受入れまでの流れ

日本在留者

- ・留学生
 - ・技能実習生
- (日本語試験 技能試験合格)

- ①応募 あっせん
- ②面接及び採用
- ③雇用契約締結
- ④申請書類作成
- ⑤監督省庁許可
(職種によつてない場合もあり)
- ⑥各国大使館認証
(国によつてない場合もあり)
- ⑦入国管理局認可
- ⑧就業開始

約
5
|
6
ヶ月

海外在留者

- ・元技能実習生
- ・海外在住の試験合格者

- ①候補者募集
- ②面接及び採用
- ③雇用契約締結
- ④申請書類作成
- ⑤監督省庁許可
(職種によつてない場合もあり)
- ⑥各国大使館認証
(国によつてない場合もあり)
- ⑦入国管理局認可
- ⑧日本入国
- ⑨事前講習
(日本生活ルールの勉強など)
- ⑩就業開始

現地
エージェント

約
7
|
8
ヶ月



TCS振興協同組合の強み

- 豊富な外国人材受入れ実績
技能実習等で専門技能を取得した外国人材の活用を通じ、受入企業の発展に寄与します。
- コンプライアンスの徹底
定期の訪問、面談等を通じて受入れ企業とともに法令順守に取り組み、外国人材の定着へ向けご協力いたします。
- 各種書類作成をバックアップ
監督省庁・出入国在留管理局など、外国人の在留資格取得のための書類作成に係る実務を全面的にバックアップします。
- 言語スタッフ常勤
ベトナム、インドネシア、フィリピンの言語、文化に対応可能な常勤スタッフがおり、トラブル時や受入企業様のご要望などに素早い対応が可能です。
- 複数職種への対応実績
農業、製造業、建設業等、複数職種への配属実績が多数ありナレッジも豊富です。

TCS振興協同組合は、特定技能外国人受入企業様を強力にご支援します。



TCS振興協同組合 概要



T C S 振 興 協 同 組 合

TCS Encouragement Advancement Society

【本部】

〒154-0001

東京都世田谷区池尻2-35-9 マンション池尻305

【事務局】

〒154-0001

東京都世田谷区池尻3-21-2 アドルク205

TEL : 03-5433-1100 FAX : 03-5433-1659

E-MAIL : tcs@tokyo-cs.or.jp

【設立年月日】

平成19年7月23日

【許可省庁】

国土交通省、関東地方整備局、関東農政局、関東運輸局、関東経済産業局

外国人技能実習許可番号 1704000912

特定技能登録番号 23登-008295

